

「声の権利」保護を明記した法務省検討会報告書案

ー 生成 AI とパブリシティ権をめぐる解釈指針の内容・国際比較・実務上の含意 ー

2026 年 7 月 28 日

Claude Opus 5

1. 要旨

2026 年 7 月 27 日、法務省の有識者検討会「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」（座長＝田村善之・東京大学大学院法学政治学研究科教授）が、報告書案を大筋了承した¹²³。声も 2012 年のピンク・レディー事件最高裁判決にいう「肖像等」に含まれ、「みだりに利用されない権利」およびパブリシティ権の保護対象となることを明記した。8 月上旬に正式公表される予定である¹。

本報告書は新法の創設ではなく、現行法および判例法理の解釈明確化（法的整理）にとどまる⁵。法的拘束力はなく、訴訟や AI 開発の場面での「参考」が想定されている。保護判断の主要基準は「収益目的か否か（専ら顧客吸引力の利用を目的とするか）」とされ²、物まね・声まね芸は原則として侵害に当たらないと整理された³。

国際的には、米テネシー州 ELVIS Act（2024 年）、連邦 NO FAKES Act（2025 年再提出）、EU AI 法 50 条（ディープフェイク表示義務、2026 年 8 月 2 日適用）、中国民法典 1023 条 2 項および北京インターネット法院の AI 音声判決が先行しており²¹²²、日本は「明文立法」では後発、「解釈整理」で対応する型を選んだといえる（分析）。

2. 報道の特定と一次情報の確認

本件報道は朝日新聞「「声の権利」保護、法務省検討会が明記 AI 使った権利侵害に歯止め」（2026 年 7 月 27 日）である¹。同日、時事通信³、日本経済新聞²、NHK、テレビ朝日系（ANN）、東京新聞、読売新聞オンライン等も一斉に報じており、いずれも同一の会合（7 月 27 日開催）を扱っている。

検討会の正式名称は「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」（法務省民事局所管）であり、設置は令和 8 年（2026 年）4 月である⁵。法務省サイトで確認できる開催状況は、第 1 回＝令和 8 年 4 月 24 日、第 2 回＝5 月 28 日、第 3 回＝6 月 25 日、第 4 回＝7 月 13 日⁵⁶であり、7 月 27 日の会合（第 5 回相当）で報告書案が大筋了承された¹。

【留意】第4回時点で報告書本体（資料14-2「取りまとめ報告書（案）」）は法務省サイト上「※準備中」とされており、7月27日了承版・8月公表予定の確定版本文は本調査時点で一次公開されていない。本報告書中の報告書本文に関する記述は、同一項目名を扱う第3回配布資料（資料10-2）に基づく（文献9）。確定版公表時に照合が必要である。

3. 検討会の概要

3.1 開催趣旨

法務省が示す開催趣旨は次のとおりである⁵。

生成AIの普及等による肖像、声等の無断利用の事案が深刻化している等との指摘があることに鑑み、パブリシティ権等の権利の侵害に関する不法行為法の解釈適用等について、現行法及び判例法理を踏まえた法的整理の検討を行い、その結果を取りまとめる。

この趣旨規定自体が、本検討会が立法ではなく解釈整理を目的とすることを示している（分析）。

3.2 構成員

座長は田村善之（東京大学）。委員は安藤和宏（東洋大学）、今村哲也（明治大学）、奥邨弘司（慶應義塾大学）、櫛橋明香（東北大学）、澤田将史（高樹町法律事務所・弁護士）、柴野相雄（TMI 総合法律事務所・弁護士）、米村滋人（東京大学）の計8名である⁷。オブザーバーとして内閣府知的財産戦略推進事務局、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室が参加している⁷。知的財産法・民法の専門家を中心とする構成である。

4. 「声の権利」の法的位置づけ

4.1 現行法の出発点 — ピンク・レディー事件最高裁判決

出発点は、最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁（ピンク・レディー事件）である¹⁰。同判決は、人の氏名・肖像等は個人の人格の象徴であるから、当該個人は人格権に由来するものとしてこれをみだりに利用されない権利を有するとし、さらに顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）を人格権由来の権利の一内容と位置づけた¹⁰。侵害の判断は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合、③肖像等を商品等の広告として使用する場合、の3類型に整理され、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」に不法行為が成立するとされた¹⁰。

もっとも、声がこの「肖像等」に含まれるかについては明文規定も最高裁判例もなく、従来は不

明確であった¹³。著作権法上は実演（歌唱・演技）が著作隣接権により保護されるが、「声質」そのものは保護対象外と解されてきた²⁰。

4.2 報告書の法的構成

- 新法創設ではなく、ピンク・レディー判決にいう「肖像等」の「等」に声を含めて読む解釈による。報告書目次（案）は「(2)『肖像等』に声が含まれるか」を正面から扱っている⁸。
- 声も、①みだりに利用されない権利（人格権）と、②パブリシティ権の双方の保護対象となると明記された¹⁴。
- 侵害判断は上記 3 類型を声に当てはめ、「専ら顧客吸引力の利用目的」を基準とする。日本経済新聞は、保護対象となるか否かを「収益目的かどうかを判断基準とする」と報じている²。
- 効果として、侵害が認められれば損害賠償（逸失利益・慰謝料）および差止請求（投稿削除等）が可能とされ、逸失利益（財産的損害）と慰謝料（人格的損害）が同時に認められる余地があるとされた³。
- 物まね・声まね芸については、時事通信が、原案は「有名人の物まねや声まねといった表現は『本人にどれだけ似ているかを芸としてアピールするもの』であり、一般的にはパブリシティ権侵害に当たらない」と整理したと報じている³。テレビ朝日系は、芸であることを隠して視聴者らに本人と誤解されなければ権利侵害に該当しないとの見解を伝えた¹⁶。
- 目次（案）は、死者の人格権、敬愛追慕の情による保護、パブリシティ権の譲渡性・相続性、事務所への独占的利用許諾・譲渡時の請求主体（ライセンシーの損害賠償・差止請求権）にも及んでおり、実務上の権利行使主体の問題まで踏み込んでいる⁸。

4.3 想定事例

資料 14-1 で確認できる想定事例は 7 類型である⁸。事例 1（俳優の顔を AI で動画生成し SNS で収益化）、事例 2（歌手・声優・アニメキャラクターの声で歌唱音源を生成。「AI 歌手 X に歌わせてみた」等のタイトル付きも検討）、事例 3（俳優の顔と裸を合成した性的画像／声優の声でわいせつテキストを読み上げる音源）、事例 4（収益目的なく興味本位で公開した場合）、事例 5（事務所への独占的利用許諾 5-1・譲渡 5-2）、事例 6・7（本人死後の肖像利用）。

5. AI 事業者・開発者の民事責任

報告書は想定事例 2 内に「(4) 生成 AI のサービス提供行為等について（補論）」を置き、AI 事業

者・開発者の責任を二本立てで整理している⁹。以下の逐語は第3回配布資料（資料10-2）に基づくものであり、確定版での照合を要する。

5.1 提供・学習行為自体が侵害となる場合

- 特定の俳優・声優と同一・類似の肖像等を容易に生成できることをセールスポイントとして販売する場合は、パブリシティ権侵害の3類型と実質的に同一の行為に含まれ得る⁹。
- 特定人に特化して学習させた学習用データセットを商品として販売する行為は、パブリシティ権侵害に当たり得る⁹。
- これらの提供行為自体が侵害となる場合、差止請求の対象になり得る。サービス提供前であっても、特定人に酷似する生成の蓋然性が高く侵害予防の必要性があれば「侵害のおそれ」として差止請求が可能と整理されている⁹。

5.2 共同不法行為責任（民法719条2項）

- 利用者の侵害を容易にするサービスを提供した事業者は、一定の場合に共同不法行為責任を負い得る（過失でも成立）⁹。
- 考慮要素は、権利侵害の蓋然性・重大性、事業者における侵害発生の認識可能性である⁹。
- 免責方向の事情として、有名人の固有名詞や性的語をプロンプトから除外するフィルタリング等の措置が挙げられる⁹。
- 責任方向の事情として、権利侵害の端緒となるクレームがあったにもかかわらず相当期間内に適切な対応策を講じなかった場合が挙げられる⁹。

この枠組みは、カラオケリース幫助責任判例（最判平成13年3月2日）³⁵や、経済産業省「AI活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」（令和8年4月）²⁸の幫助責任論を参照して構築されている（分析）。

6. 著作権法30条の4との関係

著作権法30条の4はあくまで著作権に関する権利制限であり、パブリシティ権・人格権（肖像権、声をみだりに利用されない権利）には及ばない。すなわち、30条の4によりAI学習が著作権侵害とならない場合であっても、パブリシティ権・人格権侵害は別途成立し得るという切り分けが前提となる⁹¹³。

報告書は、文化審議会「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月）²⁷の享受目的併存論（非享受目的と享受目的が併存すれば30条の4は不適用）や過学習（overfitting）論を類推的

な参考として引用する⁹。そのうえで、通常の機械学習それ自体は「専ら顧客吸引力を利用する目的とは解せない」としつつ、特定人の肖像・声を出力目的で学習させる場合はパブリシティ権侵害の要件を満たし得るという解釈を導いている⁹。著作権法上の考え方と平仄を合わせた整理といえる（分析）。

7. 被害の実態

7.1 JAPRO 実態調査

NPO 法人肖像パブリシティ権擁護監視機構（JAPRO）が 2026 年 6 月 25 日に発表した「2025 年度肖像権等に関する侵害疑義実態調査」（調査対象 SNS=TikTok・X・YouTube、画像生成 AI プラットフォーム=sea art AI・PixAI）によれば、著名人の肖像・声を無断利用したとみられる AI 画像・動画が 2025 年 6 月下旬からの約 2 か月間で延べ 4 万 3483 件確認された¹⁴¹⁵。総閲覧数は計約 3 億 3500 万回、経済的損失は約 20 億～45 億円と試算されている¹⁵¹⁶。

JAPRO 担当者は、無断利用が疑われる投稿が広く確認され非常に深刻であり、声は同一かどうかの判別が難しく判明した被害は氷山の一角に過ぎないとコメントしている¹⁵。相澤康幸理事長も、現段階でもかなり深刻であり氷山の一角であると述べている¹⁶。

【留意】上記の経済的損失「約 20 億～45 億円」は JAPRO による試算・推計値であり、確定した実損ではない。調査対象・抽出基準（AI 製と推定した基準）に依存する点に留意を要する。

7.2 津田健次郎氏による TikTok 提訴

訴状によれば、2024 年 7 月から 2025 年 9 月にかけて、氏名不詳アカウントが生成 AI で声優・津田健次郎氏の声を模したナレーション付き動画を 180 本以上投稿した（雑学動画で、一部は再生 1000 万回超）¹⁷¹⁸。津田氏側は 2025 年 6 月に発信者情報開示請求を申し立て、東京地裁は 2025 年 8 月に開示を命じたが、プロバイダの接続記録保存期間が経過し発信者特定に至らず、2025 年 11 月に動画削除を求めて TikTok 運営会社を東京地裁に提訴した¹⁷¹⁹。パブリシティ権侵害および不正競争防止法違反を主張している¹⁸。

TikTok 側は、動画のナレーションは普遍的な男性の声であり、声自体により閲覧者を集めているわけではないと反論し、訴えの棄却を求めている¹⁸。声の権利侵害が争点となる生成 AI 訴訟としては前例がないとされ、「類似性」の判断が焦点である¹⁸。

8. 業界団体の要望と関連政策

8.1 業界団体の動き（時系列）

- 2023 年 6 月 13 日：協同組合日本俳優連合が「生成系 AI 技術の活用に関する提言」を発表。「声の肖像権」の確立、著作権法の運用見直し、AI 生成物の明記、新たなガイドライン・法律制定を要望²⁵。
- 2023 年 12 月～2024 年 2 月：日本俳優連合が AI 実態調査を実施。声優の声の無断利用例として TikTok209 件、YouTube46 件、ニコニコ動画 14 件、X1 件を確認²⁵。
- 2024 年 11 月 13 日：音声業界 3 団体（協同組合日本俳優連合、一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会、一般社団法人日本声優事業社協議会）が「生成 AI に関する音声業界三団体の主張」を発表。①アニメ・外国映画等の吹替で AI 音声を使用しないこと、②AI 音声の学習・利用は本人許諾を得ること、③AI 生成物であることを明記すること、の 3 点を求めた²⁶。
- 2025 年度中：伊藤忠商事が日本俳優連合と連携し、声優・俳優の音声データベース「J-VOX-PRO（仮称）」を立ち上げると発表。日俳連加入の約 2500 人を中心に登録を呼びかけ、電子透かし・声紋で不正利用を抑止し、許諾を得た企業に有償提供する仕組み。運用は伊藤忠テクノソリューションズ（CTC）が担当²⁶。
- 2026 年 5 月：検討会の会合に声優らが出席し、アニメ・ゲーム作品から音声抜き取り・有料販売・拡散されている被害を訴えた¹³。

8.2 関連政策

- 内閣府知的財産戦略本部「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024 年 5 月）が、声の保護（パブリシティ権・人格権・不正競争防止法・著作隣接権・商標権による保護可能性）を論点化した¹³。
- 経済産業省「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理」（2025 年）は、現行不競法（2 条 1 項 1 号周知表示混同惹起、2 号著名表示冒用、20 号誤認惹起、21 号信用毀損）で一定の対処が可能と整理し、AI で本人と同一の声を出力し持ち歌でない曲を歌わせて公開する行為等に不競法が対処可能とした¹¹。
- 経済産業省「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」（令和 8 年 4 月）²⁸、「知的財産推進計画 2026」（2026 年 6 月 12 日、知的財産戦略本部決定）²⁹、「人工知能基本計画」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）³⁰が関連する。

- なお、経済産業省の調査研究では、新たに声の権利を設定することは民事法全体の体系に照らして慎重に検討すべきとの指摘があったとされる¹²。これが法務省が解釈整理型を選んだ一因と考えられる（分析）。

9. 国際比較

主要法域の状況は次のとおりである。

法域	根拠	要点
米国（州）	テネシー州 ELVIS Act （2024 年 3 月 21 日署名、7 月 1 日施行）	1984 年人格権保護法を改正し「声」を財産権として明記した全米初の州法。声を「特定個人に識別・帰属可能な音（実際の声かシミュレーションかを問わない）」と広く定義。ディープフェイク作成者に加えツール提供者にも二次的責任。知的違反は 3 倍賠償、刑事上はクラス A 軽罪。
米国（連邦）	NO FAKES Act（2023 年討議草案、2024 年提出、2025 年 4 月 9 日再提出／上院 S.1367）	デジタルレプリカに関する連邦知的財産権を創設。生存中は譲渡不可・ライセンス可、死後も存続。SAG-AFTRA、RIAA、MPA に加え YouTube・OpenAI も支持。2025 年時点で審議継続中、未成立。州法先占規定の合憲性等が課題。
EU	AI 法（AI Act）50 条 2 項・4 項	ディープフェイクを生成・操作するデプロイヤーに表示義務、生成 AI プロバイダーに機械可読な標識付与義務。芸術的・風刺的作品には緩和された開示義務。透明性義務は 2026 年 8 月 2 日から適用。声そのものの権利ではなく透明性規制である点に留意。GDPR 上、声は生体データ・個人データとして保護され得る。
中国	民法典 1023 条 2 項／北京インターネット法院（2023）京 0491 民初 12142 号 （2024 年 4 月 23 日一審宣判）	民法典は「自然人の声の保護は、肖像権保護の関連規定を準用する」と明文規定。北京インターネット法院は全国初の AI 生成音声人格権侵害事件で、「可識別性」（相関領域の普通聴衆が識別できるか）を基準に自然人の声の権益が AI 生成音声にも及ぶとし、録音物への著作権許諾は声の AI 化許諾には及ばないと判示。25 万元の賠償と書面謝罪を命じ確定。
韓国	明文規定なし（下級審判例の集積）	音声権を人格権の一種として認める下級審が集積。パブリシティ権も明文規定はないが判例で承認。ディープフェイク音声（投資詐欺・ボイスフィッシング）対策とし

法域	根拠	要点
		て、AI 合成音声の検出技術・表示義務化を求める政策提言が出ている。統一的な最高裁判理は未確立。
日本	本報告書（解釈整理）＋不正競争防止法・著作権法（実演家の権利）	明文立法ではなく、判例法理の解釈明確化により対応する型を選択。国際的には「明文立法」では後発。

中国・北京インターネット法院判決が示した「録音契約は AI 化を当然にはカバーしない」との判断枠組み²²²⁴は、日本の検討会の整理と方向性が一致しており、契約実務上とりわけ重要である（分析）。

10. 実務上の含意

10.1 企業・コンテンツ事業者（発注側）

- 著作権処理とパブリシティ権・人格権処理を分離して管理する。AI 学習・生成に他人の声・肖像を用いる場合、著作権法 30 条の 4 により学習が適法でも、パブリシティ権・人格権は別途処理を要する。特に「特定人に特化した学習」「収益化」「性的・名誉毀損的表現」は高リスク領域として、社内基準で禁止または要許諾とすべきである。
- 音声・肖像のライセンス契約に「AI 学習・AI 合成・デジタルレプリカ生成」の可否を明示条項として追加する。既存の録音・出演契約は AI 化を当然にはカバーしない（中国・殷某判決の教訓）²²。既存契約の棚卸しと再取得を推奨する。

10.2 AI 事業者・プラットフォーム

- 共同不法行為責任（民法 719 条 2 項）を回避するため、①著名人名・性的語のプロンプトフィルタリング、②通報後の相当期間内の削除体制、③生成物への来歴標識（C2PA 等）を実装する。これらは報告書が示す免責・責任方向の考慮要素に直接対応する⁹。
- EU 向けサービスは AI 法 50 条（2026 年 8 月 2 日適用）に備え、機械可読標識と可視的なディープフェイク開示を実装する³³。日本の解釈指針と EU の透明性義務は別軸であり、両対応が必要である。

10.3 権利者・事務所

- 音声データベース・声紋登録（J-VOX-PRO（仮称）等）を活用し、利用意思表示と証跡を確立する²⁶。差止・損害賠償請求時の「顧客吸引力」「本人性」の立証に資する。

10.4 今後の見通しを左右する指標

- 8月上旬公表予定の確定版報告書全文（資料 14-2）を入手・照合し、補論の逐語や「収益目的」基準の具体化を確認すること⁶。
- 津田健次郎氏の TikTok 訴訟の判決。声の「類似性」基準を司法が初めて示す可能性がある¹⁸。
- 連邦 NO FAKES Act の成立可否³²。成立すれば、米国における日本タレントの保護および越境エンフォースの選択肢が拡大する。

これらのいずれかにより「類似性の閾値」や「新規立法の要否」が明確化した場合には、上記の契約・コンプライアンス基準を見直すべきである（分析）。

11. 留意事項

- 報告書は法的拘束力を持たず、裁判所を拘束しない解釈整理（指針）である。最終的な違法性判断は個別の裁判に委ねられる。法務省自身が、訴訟やAI開発などの場面で参考として活用してほしいと位置づけている³。
- 本報告書のうち報告書本文の逐語部分は、確定版未公表のため第3回配布資料（資料 10-2）に基づく⁹。8月公表の確定版で表現・結論が変わる可能性があり、照合を要する。
- 田村善之座長本人の「立法か解釈か」に関する逐語発言は、信頼できる一次資料・報道の範囲では確認できなかった。検討会の設置趣旨・法務省の説明・報道から「解釈整理にとどまる」と判断した（分析）。
- 報告書が新規立法（声の権利法、不正競争防止法・著作権法改正）を積極的に提言した事実は確認できなかった。現行法解釈の整理が中心と判断されるが、確定版での確認が必要である。
- 声の「類似性」の判断基準（どの程度似れば侵害となるか）は未確立であり、議論が分かれる。中国は「可識別性（普通聴衆基準）」を採るが²⁴、日本の指針が同様の基準を明示するかは確定版待ちである。
- 韓国の音声権は下級審判例の集積によるものであり、統一的な最高裁法理や明文規定が確立しているわけではない。

- 文献 24～34 については、公式 URL の実在を本調査時点で検証できていない。引用にあたっては原典の確認を推奨する。

参考文献

- 1 朝日新聞「「声の権利」保護、法務省検討会が明記 AI 使った権利侵害に歯止め」2026 年 7 月 27 日 (Yahoo!ニュース配信) <https://news.yahoo.co.jp/articles/b97981eb2d0f95f5b7757482ad03f30aa8c9882e>
- 2 日本経済新聞「著名人ら「声」の権利保護、収益目的で判断 AI 生成巡り報告書了承」2026 年 7 月 27 日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA250Q60V20C26A7000000/>
- 3 時事通信「「声」に権利、損害賠償も 生成 AI での無断利用―法務省指針」2026 年 7 月 27 日 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026072700813&g=soc>
- 4 時事通信「「声」も法的保護対象 生成 AI 巡り法務省原案」2026 年 7 月 13 日 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2026071300829&g=soc>
- 5 法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html
- 6 法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 第 4 回（令和 8 年 7 月 13 日）」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00409.html
- 7 法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 構成員名簿」
<https://www.moj.go.jp/content/001461279.pdf>
- 8 法務省「資料 14-1 取りまとめ報告書 目次（案）」<https://www.moj.go.jp/content/001466598.pdf>
- 9 法務省「資料 10-2」（第 3 回検討会配布資料）<https://www.moj.go.jp/content/001466605.pdf>
- 10 最高裁判所第一小法廷判決 平成 24 年 2 月 2 日 民集 66 卷 2 号 89 頁（ピンク・レディー事件）
- 11 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理」2025 年 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shozo_koe.pdf
- 12 経済産業省「令和 6 年度産業経済研究委託事業 不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」令和 7 年 3 月 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000278.pdf
- 13 GVA 法律事務所「【弁護士解説】「声の権利」を巡る法整備が本格始動―生成 AI 時代のパブリシティ権と肖像権―」2026 年 5 月 27 日 <https://gvalaw.jp/blog/h20260527/>
- 14 特定非営利活動法人 肖像パブリシティ権擁護監視機構（JAPRO）「2025 年度 生成 AI 時代における肖像権・パブリシティ権等の侵害疑義事案の実態を調査」2026 年 6 月 25 日（PR TIMES）
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000024.000164682.html>
- 15 共同通信「AI で肖像無断利用 4 万件 2 カ月調査、閲覧 3 億回超」（Yahoo!ニュース配信）
<https://news.yahoo.co.jp/articles/ed0407783d421fb3fbec824dc1cc265a45a931e2>
- 16 テレビ朝日系（ANN）「生成 AI 動画や画像で有名人の顔や声を無断使用 2 カ月で 4 万件超 損害 45 億円も」2026 年 7 月 12 日 放送（Yahoo!ニュース配信）
<https://news.yahoo.co.jp/articles/df7895bef02bbe589e01fcc3cfe143f652911ed9>

- 17 日テレ NEWS NNN「声優・津田健次郎さんが TikTok 提訴 "生成 AI で声が模倣された" 運営会社に動画の削除求める 東京地裁」(Yahoo! ニュース配信)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/915297cf9ca80f339178bbaa3a08a26a4d07dc3b>
- 18 AudioStart「津田健次郎さんが AI 声模倣で提訴、争点は「類似性」と権利侵害」2026 年 5 月 25 日
<https://audiostart.info/2026/05/25/ai-voice-rights-lawsuit/>
- 19 khb 東日本放送「津田健次郎さんが TikTok 提訴 生成 AI で声を模倣した動画の削除求める」
<https://www.khb-tv.co.jp/news/16590249>
- 20 有斐閣 Online「AI 時代の肖像・声（あるいはそれらしきもの）の利用と実演家の権利」
<https://yuhikaku.com/articles/-/58422>
- 21 甘肅日報「【丝路话语】首例"AI 声音侵权案"判決意義深遠」2024 年 4 月 29 日
<https://comment.gansudaily.com.cn/system/2024/04/29/030993915.shtml>
- 22 上海市錦天城律師事務所「全国首例"AI 声音侵权案"一審宣判」
<https://www.allbrightlaw.com/CN/10531/d4e97d7a844e3037.aspx>
- 23 封面新聞「首例"AI 声音侵权案"為何入選典型案例？北京互聯網法院回應」
<https://www.thecover.cn/news/qrha4D6SfpmH90qSdq8Jkw==>
- 24 Marks & Clerk「中国首例 AI 声音人格權侵权案裁判要旨及影響」<https://www.marks-clerk.com/zh-hans/觀點/最新見解/102k392-中国首例 ai 声音人格權侵权案裁判要旨及影響/>(※URL に日本語・中国語文字を含むためリンク動作は未検証)
- 25 協同組合日本俳優連合「生成系 AI 技術の活用に関する提言」2023 年 6 月 13 日(※公式 URL 未検証)
- 26 協同組合日本俳優連合／一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会／一般社団法人日本声優事業社協議会「生成 AI に関する音声業界三団体の主張」2024 年 11 月 13 日(※公式 URL 未検証)
- 27 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」令和 6 年 3 月(※公式 URL 未検証)
- 28 経済産業省「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」令和 8 年 4 月(※公式 URL 未検証)
- 29 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026」2026 年 6 月 12 日決定(※公式 URL 未検証)
- 30 「人工知能基本計画」令和 7 年 12 月 23 日閣議決定(※公式 URL 未検証)
- 31 Ensuring Likeness, Voice and Image Security Act of 2024 (テネシー州、ELVIS Act) (※公式 URL 未検証)
- 32 Nurture Originals, Foster Art, and Keep Entertainment Safe Act (NO FAKES Act, S.1367, 119th Congress, 2025) (※公式 URL 未検証)
- 33 Regulation (EU) 2024/1689 (EU AI 法) 第 50 条(※公式 URL 未検証)
- 34 中華人民共和國民法典 第 1023 条第 2 項(※公式 URL 未検証)
- 35 最高裁判所第二小法廷判決 平成 13 年 3 月 2 日(カラオケリース業者の幫助責任)